

令和2年5月13日	
所 属	感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3062

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（18例目）最終報

4月7日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（18例目）について、症状が改善し、退院基準^{*}を満たしたことから、5月9日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者の概要

- (1) 年 代：20歳代
- (2) 性 別：女性
- (3) 居住地：尼崎市
- (4) 職 業：会社員
- (5) 症状、経過
 - 4月 4日 発熱（37.5℃）あり、市内A医療機関を受診。尼崎市帰国者・接触者相談センターに相談あり
 - 4月 6日 発熱（38℃後半）。
尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取
 - 4月 7日 PCR検査陽性確定。容体は安定
 - 4月 8日 尼崎市内感染症指定医療機関に入院
 - 4月15日 尼崎市内感染症指定医療機関を退院し、県内宿泊療養施設に入所
 - 5月 9日 県内宿泊療養施設を退所
- (6) 行動歴
 - 4月 4日 5分程度、職場に立ち寄る。
 - 4月 5日以降 自宅で過ごす。
- (7) 濃厚接触者の有無

同居人は、4月7日尼崎市発表17例目で、県内宿泊療養施設を5月9日に退所。
その他濃厚接触者はなし。
- (8) その他
通勤は自転車及び電車。通勤を含め勤務中はマスクを常に着用。海外への渡航歴なし。

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上